各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に 係る事務処理要綱

(平成29年6月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、法第30条第1項の規定による認定等に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (技術的審査)
- 第3条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、法第30条第1項各号に規定する基準に適合するかどうかについて、次に掲げる機関の技術的審査を受けることができる。
  - (1) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
  - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。)
- 2 前項各号に掲げる機関は、技術的審査の結果、法第29条第1項又は第31条第 1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29 条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)が法 第30条第1項各号に規定する基準に適合すると認めた場合にあっては、適合して いることを証する書類(以下「適合証」という。)を申請者に交付するものとする。

(基準適合が確認できる書類)

- 第4条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定の申請のあった建築 物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号及び第4号に規定する基 準に適合していることについて確認できる書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 前条第1項各号に掲げる機関が交付する適合証

- (2)住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(次条において「設計住宅性能評価書」という。)であって、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が5以上であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が6であるもの。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあっては、同項に規定する断熱等性能等級が4以上であり、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が4以上である場合に適合していることを確認できるものとする。
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(BELS評価業務実施指針に基づく評価が、一戸建て住宅にあってはNearly ZEH以上、共同住宅等にあってはZEH-M Oriented以上、非住宅建築物にあってはZEB Oriented以上の場合に限る。)

(市長が必要と認める図書)

- 第5条 省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
  - (1) 適合証により審査を受ける場合にあっては、その適合証
  - (2) 設計住宅性能評価書により審査を受ける場合にあっては、その写し
  - (3) 前条第3号の評価書により審査を受ける場合にあっては、その写し (建築確認申請書等)
- 第6条 申請者は、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出をする場合は、計画通知取扱申請書(様式第1号)を添付するものとする。
- 2 法第30条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の確認の申請 書は、正本1通及び副本1通とする。

(計画通知)

第7条 市長は、計画通知取扱申請書を受理したときは、建築物エネルギー消費性能 向上計画に建築物エネルギー消費性能向上計画通知書(様式第2号)を添付し建築 主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第8条 市長は、前条の規定により通知した建築物エネルギー消費性能向上計画に係

る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算 適合性判定をいう。以下同じ。)を要する建築物が含まれている場合は、申請者に 構造計算適合性判定に準じた審査を行うよう求めるものとする。ただし、建築基準 法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、この限りで ない。

- 2 申請者は、前項の審査を受けた場合は、その結果(以下「審査結果通知書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合は、その写し及び関係書類を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査結果通知書又は適合判定通知書の写しを受理した 場合は、前条の規定による通知にこれを添付するものとする。

(適合するかどうかを決定することができない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項 各号に規定する基準に適合するかどうかを決定することができない場合(第6条の 規定による申出を受けた場合にあっては、法第30条第4項の規定により準用する 建築基準法第18条第15項の規定による建築基準関係規定に適合するかどうかを 決定することができない旨の通知書の交付を受けたときを含む。)は、適合するか どうかを決定することができない旨の通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1 項各号に規定する基準に適合しないと認めた場合(第6条の規定による申出を受け た場合にあっては、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第 15項の規定による建築基準関係規定に適合しない旨の通知書の交付を受けたとき を含む。)は、認定しない旨の通知書(様式第4号)により申請者へ通知するもの とする。

(計画変更届)

第11条 認定建築主(法第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。) は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)の変更(省令第25条に規定する軽微な変更に限る。)をする場合は、当該変更に係る工事に着手

する前に、建築物エネルギー消費性能向上計画変更届(様式第5号)の正本1通及 び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、省 令第28条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に係る申 請を行う場合は、この限りではない。

(軽微変更該当証明書)

- 第11条の2 省令第28条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第5号の2)の正本1通及び副本1通に、それぞれ当該計画に係る省令第24条第2項に規定する通知書又はその写し及び省令第20条第1項に規定する図書(当該変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、軽微変更該当証明書交付申請書を受理し、軽微な変更に該当することを 確認した場合は、軽微変更該当証明書(様式第5号の3)によりその旨を通知する ものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定又は省令第28条 の規定による交付の申請をした者が当該申請を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届(様式第6号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

- 第13条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第7号。次項において「報告書」という。)により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。
- 2 報告書には、建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若 しくは第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の 2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証の写しを添付 するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第14条 認定建築主の一般承継人又は認定建築主から認定建築物エネルギー消費性 能向上計画に基づく建築物の所有権その他の建築及び維持保全に必要な権限を取得 した者は、認定建築主変更等届(様式第8号)の正本1通及び副本1通を市長に提 出するものとする。

(報告の徴収)

第15条 法第32条の規定により報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(改善命令)

第16条 法第33条の規定による命令は、改善命令書(様式第10号)により行う ものとする。

(建築の取りやめ)

第17条 認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書(様式第11号)に、省令第24条第2項に規定する通知書を添付して市長に申し出るものとする。

(認定の取消し)

第18条 法第34条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消 しの通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書(様式第12号) により行うものとする。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 計画通知取扱申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者住所

氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3に規定する書類等を添付して申請します。

記

- 1. 申請に係る建築物の位置
- 2. 建築物の用途
- 3. 延べ面積 (m²)

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第   号		

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

### 建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

(宛先) 各務原市 建築主事

 第
 号

 年
 月
 日

通知者官職 各務原市長 印

建築主氏名設計者氏名

受 付 欄	消防通知欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第   号			第   号

第 号

年 月

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請)

様

各務原市長

囙

日

下記の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に規定する基準(同条第2項の規定による申出があった場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定を含む。)に適合するかどうかを決定することができないので、これを通知します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請に係る建築物の位置
- 3. 適合するかどうかを決定することができない理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号 年 月 日

## 認定しない旨の通知書 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請)

様

各務原市長

囙

下記の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に規定する基準(同条第2項の規定による申出があった場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定を含む。)に適合しないと認め、認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請に係る建築物の位置
- 3. 認定しない理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 建築物エネルギー消費性能向上計画変更届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者住所

氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する軽微な変更に限る。)をしたいので、各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第11条の規定により届け出ます。

記

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 軽微な変更の内容

(前)

(後)

6. 変更理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 通 知
		※ 原本照合

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

#### (第1面) 軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

提出者の住所又は 主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は 名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が省令第25条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付文書に記載の事項は、事実に相違ありません。

〈計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定〉

【認定通知交付年月日】 年 月 日

【認定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		軽微変更該当証明書番号欄		]書番号欄	決裁欄
年 月	目	年	月	日	
第	号	第		号	
係員印		係員印			

(注意) 第2面から第5面までとして省令別記様式第27第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

	第	号
年	月	目

#### 軽微変更該当証明書

様

各務原市長印

下記の申請について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請に係る建築物の位置
- 3. 変更内容
- 4. 変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

認定通知番号 第 号

認定通知書交付年月日 年 月 日

認定通知書交付者

# 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請取下届

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者住所

氏名

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

- 1. 申請の種類
- 2. 申請年月日
- 3. 申請に係る建築物の位置
- 4. 取下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第   号		

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第1面)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

報告者住所

氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 建築工事完了年月日
- 6. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した 建築士等

(級)建築士()登録第	号
-------------	---

住 所

氏 名

(級)建築士事務所()知事登録第号

名 称

所在地

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第   号		

- 注意 1 ※印の欄には記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証の写しを添付してください。
  - 4 必要に応じて工事写真の提出を求めることがあります。

### (第2面)

7. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の建築工事が行われた旨の確認内容

7. 認正建築物二	「イルキー消賀性能向	上計画に従って建築	物の建築工事が行われ	した百の帷部内谷
	確認を行った部	照合内容	照合を行った	照合結果(不適の
	位、材料の種類等		設計図書	場合は、その内
				容)
外壁、窓等を通				
じての熱の損				
失の防止に関				
する基準				
一次エネルギ				
一消費量に関				
する基準				
L				

### 認定建築主変更等届 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

年 月 日

(宛先) 各務原市長

届出者住所

氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他の建築 及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第14条の規定により報告します。

記

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称(変更前)
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 変更等理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第   号		

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

### 報告を求める旨の通知書 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

様

各務原市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申 し添えます。

記

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 報告を求める内容
- 6. 報告の期限

 第
 号

 年
 月

 日

改善命令書

様

各務原市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 命ずる措置
- 6. 改善の期限

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申出者住所

氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第17条の規定により次のとおり申し出ます。

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 取りやめる理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第   号		

注意 1 ※印の欄には記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号

年 月 日

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

様

各務原市長

印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第34条の規定により認定を取り消しましたので、各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第18条の規定により通知します。

記

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3. 認定建築主の氏名又は名称
- 4. 認定に係る建築物の位置
- 5. 理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。